

オフィス顔認証サービス契約約款

第1条 定義等

1. このオフィス顔認証サービス契約約款は、オフィス顔認証サービスを利用するお客様に適用されます。
2. オフィス顔認証サービス契約約款において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。
 - ① 「オフィス顔認証サービス」とは、オフィス顔認証開錠サービス及びオフィス顔認証受付サービスを総称していいます。このうち、お客様が利用するサービスは、FreeiD ライセンス契約書本文の「本契約の主要条件」で定める「FreeiD のうち、お客様が使用するサービスの種類」に規定するとおりとします。
 - ② 「オフィス顔認証開錠サービス」とは、FreeiD において、DXYZ が役職員との間で別途に締結する利用契約に基づき、役職員が当該サービスを導入する建物等の対象箇所に設置される FreeiD デバイスにおいて顔認証することにより対象エリアへのドアの施錠が解除可能となるサービスをいいます。
 - ③ 「オフィス顔認証受付サービス」とは、FreeiD において、DXYZ がお客様及びお客様関係者の来訪者との間で別途に締結する利用契約に基づき、ユーザーである来訪者が当該サービスを導入する建物等の対象箇所に設置される FreeiD デバイスにおいて顔認証することにより、来訪者の対象エリアへの来訪受付を行うサービスその他の来訪受付サービスをいいます。
 - ④ 「対象エリア」とは、オフィス顔認証サービスを利用して、対象箇所に設置された FreeiD デバイスによるドアの施錠の解除により入室できる場所をいいます。
 - ⑤ 「対象箇所」とは、FreeiD ライセンス契約書本文の「本契約の主要条件」で定める「対象箇所」に規定する FreeiD 設置箇所をいいます。

第2条 FreeiD 管理システムの内容

1. 販売店は、お客様に対し、オフィス顔認証サービス契約約款を含む本契約に定めるところにより、FreeiD 管理システムの利用を許諾するものとし、お客様は、販売店に対し、FreeiD 管理システムの利用許諾の対価として、サービス料金を販売店に支払うものとします。
2. お客様は、管理者をして、オフィス顔認証開錠サービスを利用しようとするお客様及びお客様関係者の役職員の情報を FreeiD 管理システムに入力させ、オフィス顔認証サー

ビスへの招待メールを送付させます。

3. 前項に規定するオフィス顔認証サービス開錠への招待メールを受け取った役職員からの利用申請に対して、FreeiD 管理システム上で対象箇所に設置された特定の FreeiD デバイスについて入退に係る管理者の承認がなされた場合には、当該承認された役職員は対象となる FreeiD デバイスに関してオフィス顔認証開錠サービスを利用できるようになります。
4. お客様がオフィス顔認証受付サービスを利用する場合、前項に基づき、オフィス顔認証開錠サービスの利用を承認された役職員は、来訪者に対してオフィス顔認証受付サービスを利用するための招待メールを送ることが可能となります。
5. 前項に規定するオフィス顔認証受付サービスの招待メールを受け取った来訪者は、必要な登録作業を行うことで、対象エリアに来訪した際に、オフィス顔認証受付サービスを利用することで、お客様及びお客様関係者の役職員に対して来訪の通知を行うことが可能となります。
6. お客様は、お客様関係者、管理者及び役職員等をして、お客様同様にオフィス顔認証サービス契約約款を含む本契約を遵守させることとします。

第3条 オフィス顔認証サービスに係る業務内容

1. オフィス顔認証サービス契約約款を含む本契約に基づき、販売店が提供するオフィス顔認証サービスに係る業務の概要は次のとおりとします。販売店は、オフィス顔認証サービス契約約款を含む本契約及び関係法令等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもってオフィス顔認証サービスに係る業務を遂行するものとし、お客様はオフィス顔認証サービスに係る業務の遂行について合理的な協力を行い、又はお客様関係者、管理者若しくは役職員等をして協力させるものとし、
 - ① 役職員等にオフィス顔認証サービスを利用させるための FreeiD デバイスに係る FreeiD 管理システムの使用許諾
 - ② その他 FreeiD ライセンス契約書本文の「本契約の主要条件」で定める「特約条項」において別途合意する業務
2. 販売店は、お客様が求める場合には、速やかにオフィス顔認証サービスに係る業務の遂行状況をお客様に報告し、その他必要な措置を求められた場合には合理的な範囲で協力するものとし、

第4条 FreeiD 管理システム利用サービス

1. 販売店は、お客様に対し、オフィス顔認証サービス契約約款を含む本契約で定める条件に従って、対象箇所に設置された FreeiD デバイスに関する FreeiD 管理システムを、

譲渡不可・再利用許諾不可の態様で使用することを許諾します。なお、お客様及び販売店は、FreeID 管理システムに関する知的財産権について、オフィス顔認証サービス契約約款を含む本契約にて明示的に許諾する以外には、販売店がお客様及びお客様関係者に対して何らの許諾をしているものではないことを確認します。また、お客様及び販売店は、お客様及びお客様関係者が販売店に対して FreeID 管理システムの改修その他の請求をする権利を有するものではないことを確認します。

2. お客様は、販売店が FreeID 管理システムに関し、その内容、有用性、正確性その他法律上の契約不適合責任を含む何らの明示又は黙示の補償及び責任を負担しないことを、予め承諾するものとします。

(条文以上)